

米沢市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

米沢市教育委員会

目 次

- 1. 計画の趣旨・現状 1
- 2. 目標 2
- 3. 計画の期間 2
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
- 5. 関連する取組と今後のフォローアップについて . . 5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

この「米沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」は、令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（改正）に基づき、策定するものである。

米沢市では、「しあわせが循環する米沢」を基本理念とし、教育の質の向上と、教職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）の向上を同時に図ることを目的としている。その実現のためにも、教員が専門性を発揮し、子どもと向き合う時間を確保できるよう、地域全体で働き方改革を推進する。

(2) 本市の現状

米沢市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「米沢市立小中学校管理規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。以下は、令和7年度下期の米沢市における教育職員の時間外在校等時間の状況である。

【令和7年度下期の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	6.8%	0.0%
中学校	36.3%	1.9%

米沢市では、ICTの有効活用や校務の効率化を進めてきたが、不登校児童生徒への対応や保護者対応等、多様化する教育課題により、依然として教職員の負担感は大い。小学校では、授業準備・教材研究や校務分掌などの業務の負担感が大きくなっており、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。中学校では、部活動に係る業務の負担感が大きくなっていたが、休日における部活動の地域展開を図ることによって、令和8年度以降、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出できると期待している。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月45時間を超える時間外在校等時間が発生する教員数を0人にする。
- ・月80時間を超える時間外在校等時間が発生する教員を早急に解消する。
- ・年間における月平均の時間外在校等時間を30時間以下（年間360時間以内）にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。
- ・ストレスチェックの受検率を100%とし、職場環境の改善に活用する。
- ・精密検査が必要と判定された教職員の受診率を100%にする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

(※第2期米沢市教育振興基本計画の期間（令和12年度まで）との連動を図る）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」（文部科学省作成）を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務	ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務	ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間にお	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	ける安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	
---------------------------------------	---------------------------	--

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。各校の「見守り隊」や地域の安全協会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇学校徴収金の公会計化（「3分類」③関係）

- ・給食費の徴収・管理など市へ移行できるものを分類し、公会計を推進する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・早期に教育委員会と連携するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT支援員等の専門人材を活用し、教員の技術的負担を軽減する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年9月より、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置を継続する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導について、栄養教諭が積極的に関わる体制づくりをする。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑮関係）

- ・適応指導補助員、適応指導員等の学校への派遣を継続していく。
- ・スクールカウンセラー、学校教育専門員等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉等の関係機関と学校とが連携することで、適切な役割分担のもと家庭支援を行うことのできる体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

学校において以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の見直しを行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」（文部科学省作成）に基づいた自己点検の達成状況を把握しながら取り組んでいく。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を教育委員会内に設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進するとともに、長期休業等の期間中に学校閉庁期間の設定を行う。

5. 関連する取組と今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握し、上期・下期の状況について、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会は、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況を本市で導入している出退勤管理システムで把握するとともに、業務持ち帰りがないように指導する。
- ・教育委員会は、各学校の取組状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会、教頭会での研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・教育委員会および学校は、保護者、地域の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう働きかける。